

秋田市告示第134号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり指定公金事務取扱者を指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年3月30日

秋田市長 沼谷 純

1 指定公金事務取扱者の名称および所在地

名称	所在地
北部地域住民自治協議会	秋田市土崎港西五丁目3番1号

2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等

秋田市古川町街区公園（土崎市民グラウンド）の施設使用料

3 指定公金事務取扱者に指定をした日

令和8年3月24日